

## 山形県内自治体の新型コロナウイルス感染症の影響に対する 主な事業者向け支援策（助成金関連）について

ご申請にあたっては、それぞれ要領・期限があります。詳しくは自治体 HP をご確認ください。

### 県の主な支援策

#### ➤ 休業要請に係る緊急経営改善支援金

【交付額】1事業者当たり法人 20 万円 個人事業 10 万円（事業所賃借の場合 20 万円）

【対象】県からの要請で、4/25～5/10 の間全部または夜間営業を自粛し、経営改善の検討を行う事業者

#### ➤ 雇用調整助成金上乗せ

【助成率】4月～6月 解雇等を行わない場合 1/10、それ以外は 1/20 を上乗せ 7月～9月 1/3 を上乗せ

【対象】県内の中小・小規模事業者に対して、国の雇用調整助成金に上乗せされる

### 山形市

#### ➤ 雇用安定化緊急対策（雇用調整助成金の申請への支援）

【助成額】社労士等に依頼する助成金申請に要する経費の 100%（上限 40 万円）

【対象】雇用調整助成金を活用する市内の事業者

#### ➤ 飲食店への家賃補助

【助成額】最大 4～6 月の 3 か月分（上限 30 万円、複数店舗は上限 60 万円）

【対象】飲食店（中小企業者）で、売上減少 5 割以上かつ完全休業延べ 1 か月以上（2 分割まで可）

#### ➤ 新型コロナウイルス感染症対策店舗への支援

【助成額】上限 10 万円、複数店舗は上限 20 万円まで経費の 1/2 を補助

【対象】非接触型自動水栓（蛇口）の設置、又は改修など感染拡大を防止するための什器や設備の導入に取り組む飲食店。見積書を取得した上で事前に審査があります。

#### ➤ その他、飲食店等への事業系ごみ処理費用の補助など

### 天童市

#### ➤ 中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金

【助成額】基本額 10 万円+加算額（店舗家賃等）

【対象】飲食店を営む中小企業者・小規模事業者・個人事業者

#### ➤ （飲食店以外）中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金

【給付額】国の持続化給付金×1/10（上限 10 万円）

【対象】国の持続化給付金を受けた事業者（その他の市緊急経営支援給付金との併用不可）

#### ➤ 天童温泉等緊急経営支援給付金（宿泊・交通・観光果樹園等）

### 東根市

#### ➤ 東根市緊急経営改善支援金

【助成額】10 万円 【対象】県の緊急経営改善支援金の交付を受けた事業者

担当 天口所長 加藤支援部長 吉田

☎バックナンバーはこちら

AMAGUCHI パートナース



または

天口会計事務所



でも可



税理士法人

AMAGUCHI パートナース

TEL : 023-625-2773

<https://amaguchi.com/category/oshirase/>

## 上山市

- 県の緊急経営改善支援金の交付を受けた事業者 【給付額】 法人 20 万円 個人事業者 10 万円
- 雇用調整助成金への上乗せ交付 【給付額】 4/1 以降の国の助成額の 1/16
- 社労士等に依頼する助成金申請に要する費用への補助 【補助額】 上限 5 万円
- その他、入湯税の還付など

## 寒河江市

- 緊急経営継続支援金  
【助成額】 家賃または固定資産税（3 か月分相当）額 一律 10 万円以上上限 235 万円+光熱費一律 15 万円  
【対象】 R2 年 3 月以降前年同月比 15%以上減少した事業者

## 河北町

- 社労士等に依頼する助成金申請に要する費用への補助  
【助成額】 社労士等に依頼する助成金申請に要する経費（上限 60 万円）→詳細は今後公表されます
- 県の緊急経営改善支援金の交付を受けた事業者 【給付額】 県の交付額と同額

## 山辺町

- 緊急経営改善支援金  
【助成額】 1 事業所 10 万円（施設等を賃借している場合は上限 20 万円）  
【対象】 事業を継続する意思のある町内の事業者で、税金を完納しているもの→詳細は今後公表されます

## 鶴岡市

- 緊急経営改善支援金  
【給付額】 10 万円 【対象】 県の緊急経営改善支援金の交付を受けた事業者
- 経営継続支援事業  
【給付額】 20 万円  
【対象】 R2 年 3 月～5 月のいずれかの月に前年同月比 20%～50%未満（R2 年 5 月末現在、持続化給付金を受けている事業者を除く）

### 雇用調整助成金の経理処理について ～雇用調整助成金を利用される事業者の方へ～

雇用調整助成金は雑収入です。通常の売上と同じように、税金の対象となります（消費税は対象外です）  
**支給決定通知が届いたときと入金があった時の 2 回に分けて処理をします。**  
休業の実施から支給決定通知書が届くまでの間に決算をまたぐ場合は、支給決定があった日ではなく、「休業を行った日を含む年度内の日付」で雑収入を計上しておかなければなりません。年度末までに支給金額が確定しない場合には、支給金額を**見積もって**申告する必要があります。

法人の支出する休業手当（中略）の経費を補てんするために（中略）交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業（中略）の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積もり、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。 法人税基本通達 2-1-42

※本内容は、5/26 現在での各自治体の公開情報を基に、支援策の一部を抽出して掲載しております。全てを網羅するものではありませんが、ご参考としてご活用ください。